

○岩手県警察礼式実施要領の改正について

平成 6 年 3 月 9 日
岩 教 発 第 8 3 号
岩 手 県 警 察 本 部 長

岩手県警察礼式については、「岩手県警察礼式実施要領」を制定し実施しているところであるが、警察官等の服制に関する規程の改正に伴い、警察礼式の一部を改正する規則（平成 5 年国家公安委員会規則第 17 号）が制定され、平成 6 年 4 月 1 日から施行されることから、別添「岩手県警察礼式実施要領」を改正し、平成 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、「岩手県警察礼式実施要領」（昭和 43 年 10 月 10 日）は廃止する。

※ 以下省略